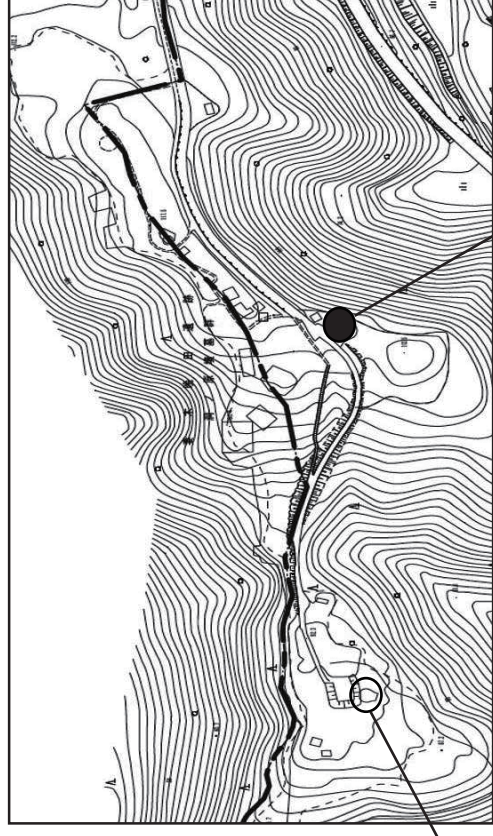


令和7年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事

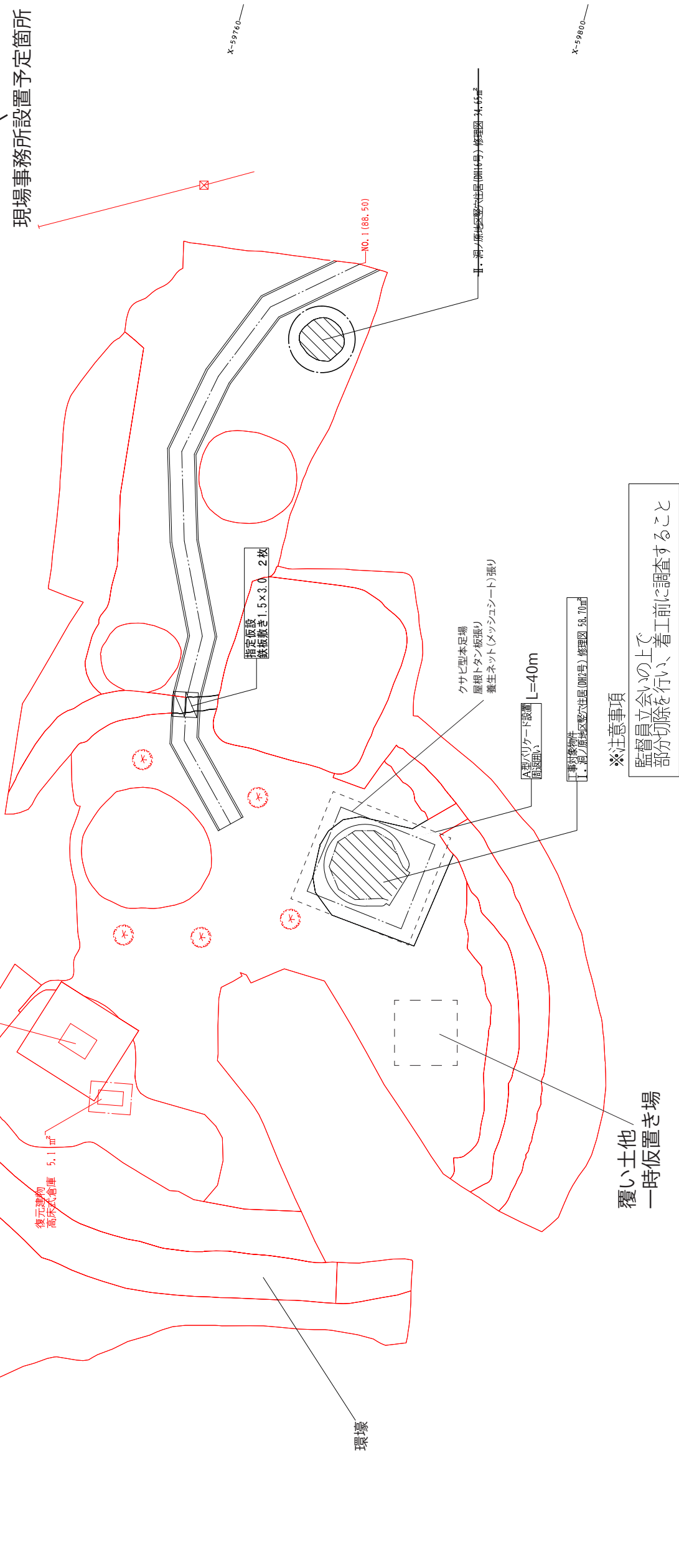
設計図 (洞ノ原地区 2号竪穴住居)

	I. 洞ノ原地区竪穴住居 (DH2号) 修理図		II. 洞ノ原地区竪穴住居 (DH16号) 修理図		III. 妻木山区田高床倉庫 (SB206) 修理図
A-01	改修特記共通仕様書 (共通)	B-01	木工事仕様書	C-01	配置図
A-02	木工事仕様書	B-02	配置図	C-02	平面図・小屋伏図 (既存参考図)
A-03	配置図	B-03	平面図・立面図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-03	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-04	平面図 (既存参考図)	B-04	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-04	立面図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-05	立面図-1 (既存参考図) (屋根修理図)	B-05	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-05	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-06	立面図-2 (既存参考図) (屋根修理図)	B-06	基礎伏図・小屋伏図 (既存参考図)	C-06	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-07	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)	B-07	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-07	基礎伏図 (既存参考図)
A-08	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)				
A-09	基礎伏図 (既存参考図)				
A-10	小屋伏図 (既存参考図) (屋根修理図)				
A-11	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)				

木工事仕様書									
住居DH2号									
A．共通事項									
①	・ 本設計並びに工事仕様は、青谷上寺遺跡4（発行者 財団法人 鳥取県教育文化財団）に、準ずること。				①	【 屋根工事 】	・ 構造材・造作材及び板材の種類、品等は図示による。ただし、監督員と協議の上代用材使用可とする。		
					②	茅葺き （材料は支給品とする）	・ 末口φ120以上の丸太材・板材（製材品）は、手拵仕とする。		
					③	木部養生 （材料は支給品とする）	・ 木材の含水率（現場搬入時）は、構造材20％以下・造作材18％以下とする。		
						【 防蟻処理 】	・ 木材の断面指定寸法は、荒木寸法とする。ただし、造作材の場合で、寸法線が記入されているものは、仕上り寸法とする。		
						薬物周囲	・ 構造材に丸太を使用する場合は、全て使割き材とする。又、用材の見え掛かりは、全て手拵荒削りとする。		
							・ 木材の取付及び組立は、必要に応じ仮ボルト使用の上、麻縄6分5本締めとする。		
							・ 諸金物・接合金物等は、Zマーク表示金物 亜鉛メッキを使用する。		
							・ 防腐剤（本部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、（社）日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）認定の予防剤又は、これと同等以上の効力を有するものとする）		
							・ 外部に面する軸組（下地材共 GL+1000まで）、木材かりの恐れがある軸組（柱・下地材等）は、防蟻処理をする。		
							・ 工事中に汚染・損傷などの恐れがある材料、及び見え掛かり部分は、紙張り・あて板等の適切な方法によって養生すること。		
C．竪穴式住居									
1	【 木造躯体工事 】	・ 断面寸法は、末口φ180ー元口φ210とする。							
2	柱	・ 軒桁等と柱の仕口部分は、短はぞ差とし仮ボルト締めの上、麻縄5本締め固定とする。							
		・ 基礎と柱取合は、SUSアングル等でボルト締め固定とする。							
3	軒 桁	・ 断面寸法は、タイコ210 φ240とする。							
		・ 仕口は、軒桁を受ける柱の中心で、各々渡りあご欠きとし、仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。							
4	投貫・隅投貫	・ 断面寸法は、末口φ150ー元口φ210とする。							
		・ 頂上部取合は、各々欠き込み重ね組とし、仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。							
		・ 軒桁・柱の上部取合は、仮ボルト締めの上、麻縄5本締め固定とする。							
		・ 基礎との取合は、アソカーボルト等でボルト締め固定とする。							
5	受材等	・ 断面寸法は、図示による。							
		・ 末口120mm以上の丸太の継手は、受材上で台持継ぎとし、麻縄5本締め固定とする。							
		受材当たりは渡りあごとし、仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。							
6	小屋束	・ 軒けた又は敷けたとの仕口は、かぶごあり掛け又は渡りあごとし、いずれも羽子板ボルト締めとする。							
		・ 断面寸法は、末口φ90とする。							
		・ 上部・下部の仕口は、短はぞ差し麻縄3本締め固定とする。							
7	棟 木	・ 断面寸法は、図示による。							
		・ 投貫等との取合は、麻縄5本締め固定とする。							
8	母 屋	・ 断面寸法は、末口φ180ー元口φ210とする。							
		・ 継手は、母屋等を受ける部材の中心で、各渡りあご欠きとし、仮カスガイ打の上、麻縄5本締め固定とする。							
9	垂 木	・ 断面寸法は、200＊60・75＊30（煙抜部分）内外とする。							
		・ 継手は、母屋の上端でそぎ継ぎとし、母屋に麻縄5本締め固定とする。							
10	【 造作工事他 】	・ 建具寸法は、H1400＊W750＊（7）30とする。							
	扉	・ 扉は、板3枚裏材付加工とする。							
	窓	・ 建具寸法は、H510＊W450＊（7）30とする。（木切版 H100＊W400）							
		・ 扉は、板3枚裏材付加工、かずら吊りとする。							
図 名					図 名		図 名		
工事名					工事名		工事名		
令和7年度					令和7年度		令和7年度		
県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図					県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図		県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図		
年 月 日					年 月 日		年 月 日		
縮尺					縮尺		縮尺		
A-02					A-02		A-02		



工事対象物件
(DH02)

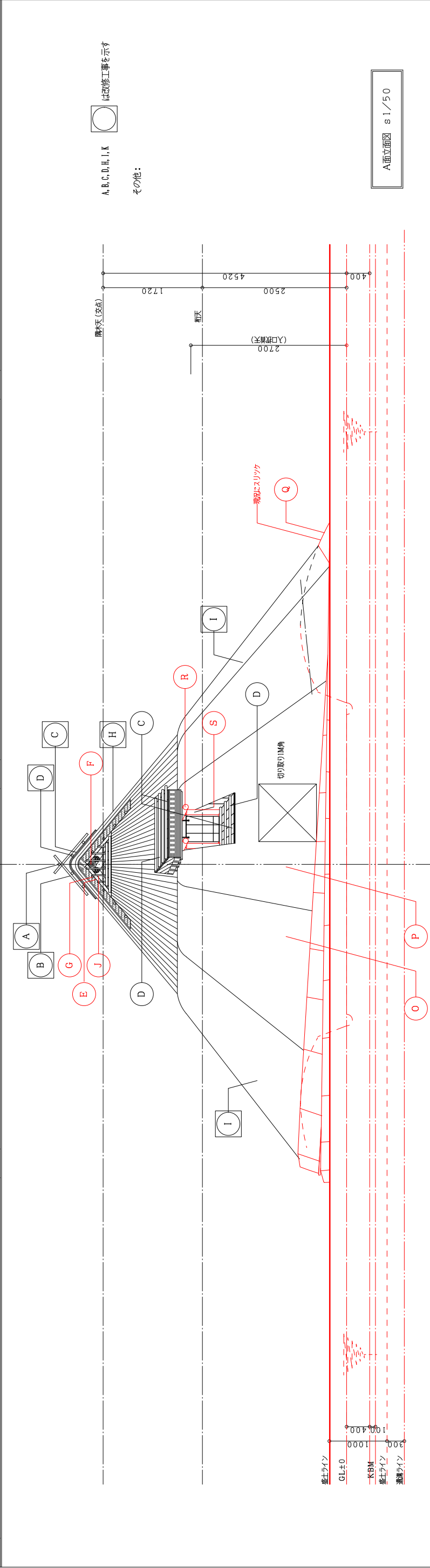


覆い土他
一時仮置き場

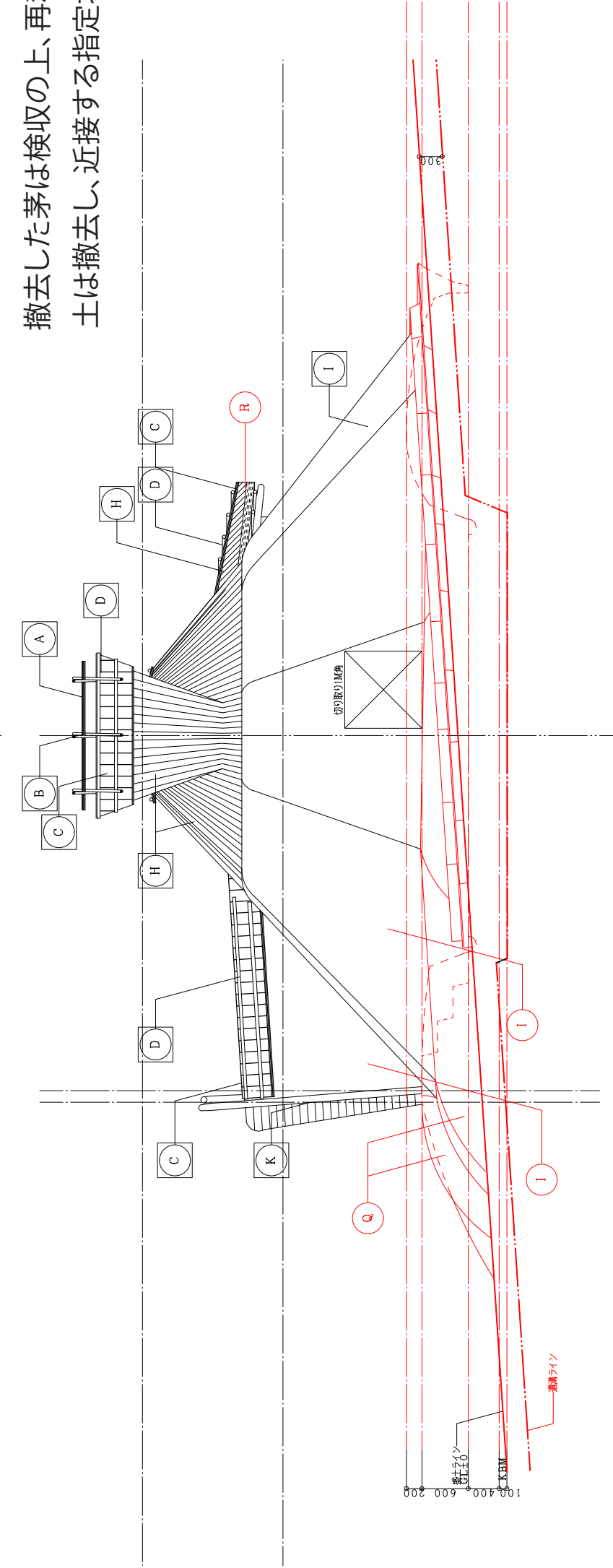
※注意事項

 Y-80400	Y-80360 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 木下俊哉建築設計事務所 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉	Y-80320 図 棟	Y-59840 工事名 令和 7 年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	Y-80240 図 名 堅穴式住居 (DH2号) 配置図	年月日 縮尺 A2: 1/400 番 A-03
--	---	----------------------------------	---	---	--

A	B	C	D	住居DH2号
A 機埤さえ 末口φ40 栗材皮剥丸太	B 千木 末口φ30 栗材皮剥丸太	C 杉皮 400*150	D 杉皮押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	
E 煙枝部分垂木 75*30	F 煙枝棟木 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	G 茅押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	H 下茅葺き (ア) 100 逆葺 (ア) 100	【再利回復旧】 【既存撤去処分 未給品係旧】
I 現地妻木山土葺き (ア) 75~200	J 煙枝部分小舞 末口φ20	K 破風 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	L 入口部分棟木 末口φ150-元口φ180 栗材皮剥丸太	
M 入口部分桁 末口φ90 栗材皮剥丸太	N 母屋 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	O 茅 (堅葺) 下地小舞 末口φ40 栗材皮剥丸太	P 入口扉 H1400*W750 板戸 (ア) 40*250*3枚 裏打	
Q 三和土タタキ 下真砂土	R 桁 末口φ90 栗材皮剥丸太	S 束 末口φ90 栗材皮剥丸太	T 茅 (堅葺) 下地小舞 末口φ20	



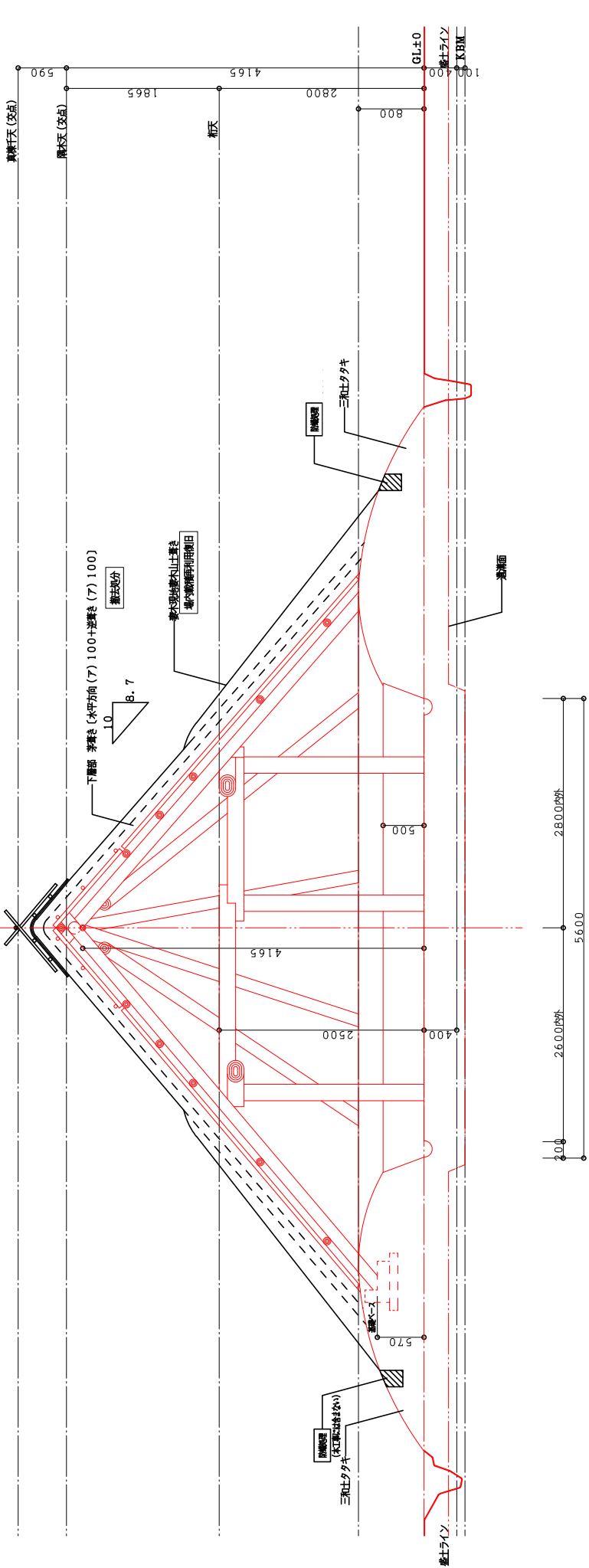
撤去した茅は検収の上、再利用材を協議すること。
土は撤去し、近接する指定場所に運搬・仮置きすること。



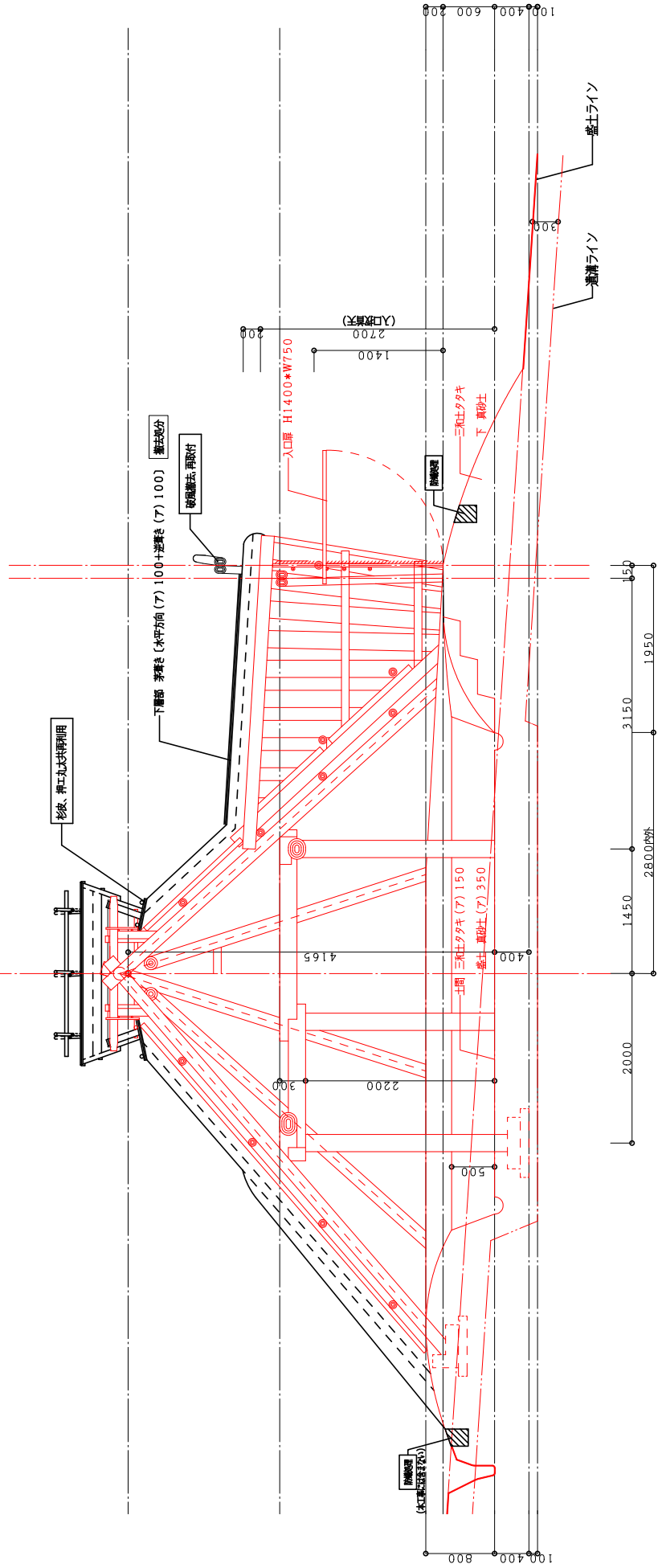
B面立面图 s1/50

※既設のままとする部分を赤(字)で示す

 KINOSHITA SUENYA ARCHITECTS OFFICE	一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 木下俊哉建築設計事務所 鳥取県米子市三本松 2 丁目6 番41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一般建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉	検 図 担 当 製 図	工事名 令和 7 年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計 図	図 名 堅穴式住居 立面図ー2	年月日 縮尺 A2-1/50	図 番 A-06
--	---	-------------	---	-----------------------	----------------------	-------------



X-X断面図 s1/50



Y-Y断面図 s1/50

※既設のままとする部分を赤(字)で示す

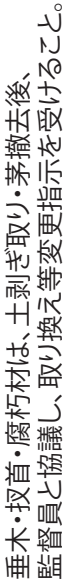
整理番号	一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 木下俊哉建築設計事務所 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉	検 図 担 当 製 図	工 事 名 令和 7 年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	図 名 壁穴式住居 断面図	年 月 日 縮 尺 A2-1/50	図 番 A-07
------	--	-------------	--	---------------------	-------------------------	-------------

住居DH2号



W1 基礎詳細 ☒ s1/15

 木下俊哉建築設計事務所 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 鳥取県米子市三本松 2 丁目6 番41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉	検 図 担 当 製 図	工事名 令和7年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	図 名 堅穴式住居 (DH2号) 基礎伏図	年月日 縮尺 A2:1/30、1/15	図 番 A-09
--	-------------------	--	-----------------------------	---------------------------	-------------



木下俊哉建築設計事務所
一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号
鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725
管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉

立 令
工 事 名

工事名 令和7年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

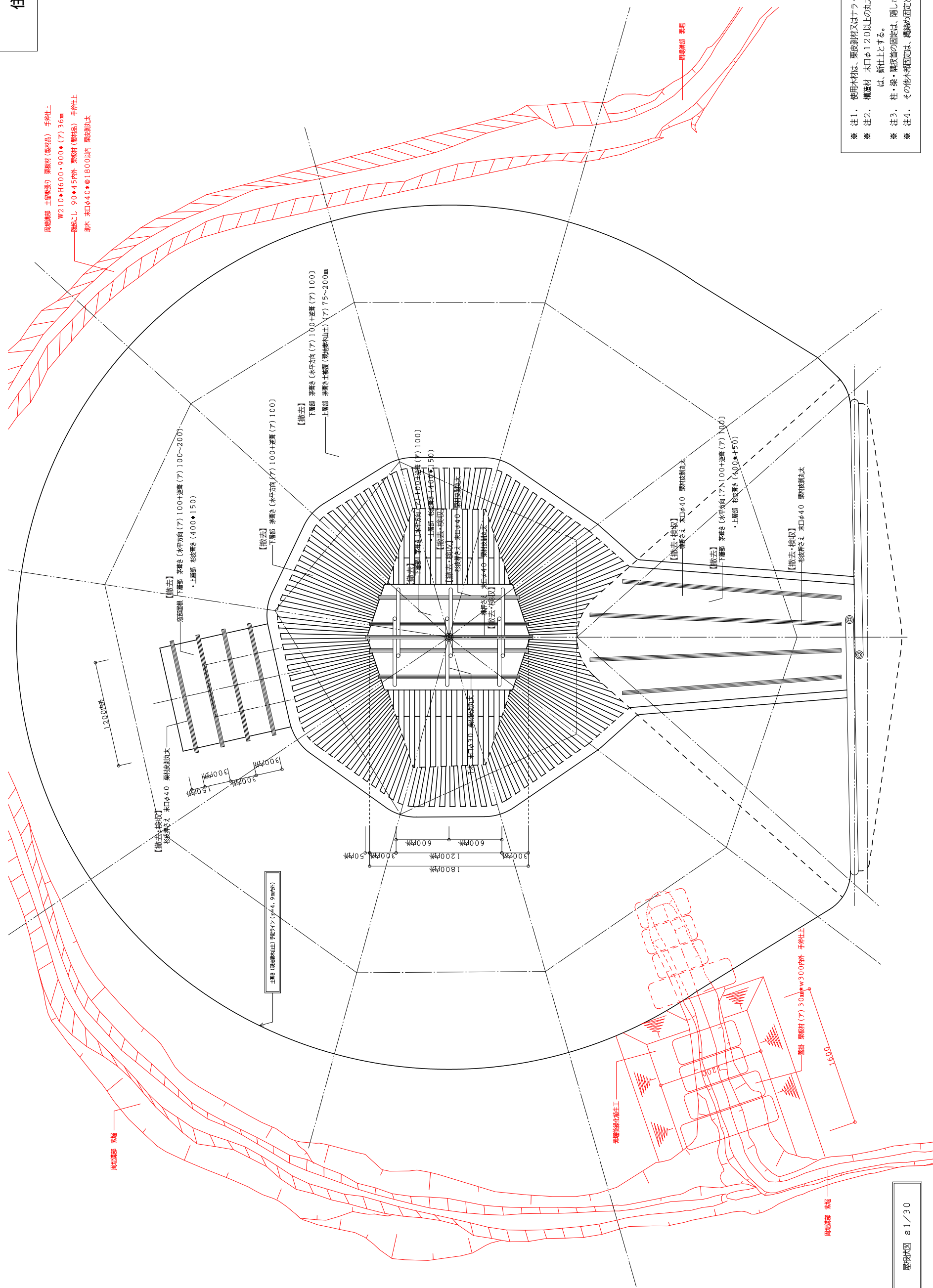
姓名 堅穴式住居 (DH2号)

年月日

[illegible]

番

周縁溝部 土留壁張り 栗殻材（製材品） 手付仕上
W210*H600・900*（7）36mm
掘込し 90*45内外 栗殻材（製材品） 手付仕上
助木 末口φ40*φ1800以内 栗殻製丸太



屋根伏図 s1/30

- ※ 注1. 使用木材は、栗殻製材又はナラ・シイ皮製材とする。
- ※ 注2. 構造材 末口φ120以上の丸太材・板材（製材品）は、新仕上とする。
- ※ 注3. 柱・梁・隅切角の固定は、隠しボルト締めとする。
- ※ 注4. その他木部固定は、縄締め固定とする。